

役員報酬総額の範囲と役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員報酬総額の範囲と役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事・監事及び顧問をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができるものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 役員には別表1に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- (2) 評議員 定款8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等の報酬等の額は、別表2に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長、特任理事に対する報酬等の支給の時期は、次に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月5日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日又は前々日に支給する)
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった

立替金, 積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は, 社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会職員給与・旅費規程に基づいて, 出張旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用(参加費・資料代等)を要するときは, 実費を別途支給することができる。

(端数の処理)

第7条 この規程により, 計算金額に1円未満の端数が生じたときには, 次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については, これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については, これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は, この規程をもって, 社会福祉法第 59 条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は, 理事長が理事会の決議を経て, 別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は, 評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は, 平成29年4月1日より施行する。

ただし, 附則第 20 条により, この規定は施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用する

別表第1(役員報酬総額)

理事	報酬総額	6,000,000円
監事	報酬総額	300,000円
顧問	報酬総額	300,000円

別表第2(役員等の報酬)

(1) 理事長 日額 8,000円

※但し、平成30年4月より、嘱託職員、臨時職員、パート職員就業規則別表第3で定める嘱託職員の施設長(A職)の報酬と同額とする。

(2) 特任理事 日額 7,000円

(3) 理事 理事会等会議への出席 2,000円

(4) 監事 監事監査、理事会等への出席 2,000円

(5) 顧問 法人、施設業務のための出勤 2,000円

(6) 評議員 評議員会等会議への出席 2,000円